

農振除外申請について

農用地区域内の農地は、原則として農業以外の目的には利用できません。
やむを得ず、他の目的に利用する場合は、あらかじめ農用地区域からの除外手続きが必要で

但し、申出により、必ずしも除外できるとは限りません

下記の全ての要件を満たす場合に限り、除外することができます。

< 農振除外の6要件 > (農振法第13条第2項)

- ① その土地を転用することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- ② 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③ 農用地の集団化・農作業の効率化のほか土地利用上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④ 効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤ 農業用排水施設や農道等農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑥ 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から8年が経過していること

< 除外申請の受付 >

年3回の受付 (5月、9月、1月の各月10日締切)

※10日が土日祝日の場合10日より前の平日が締切

< 提出から許可まで > (例：5月申出の場合)



注) 申請から許可まで半年程度、お時間がかかります
協議の関係で延びる場合もございます

申請等に関するお問い合わせは

由布市役所 農政課 まで (直通 TEL: 097-582-1293)